

雨天時における安全管理に関する特記仕様書

(趣旨)

第1条 本特記仕様書は、下水道管きょ等で作業をする工事・委託（以下、「工事等」という。）において、雨水流入により下水道管きょ内の水位が急激に上昇することによって、作業員に危険を及ぼすおそれがある場合を対象とし、必要な事項を定めるものとする。

(受注者の遵守事項)

第2条 対象となる工事等の受注者は、本特記仕様書に則り工事等の開始や中止・再開基準等について、自らの責任において定めるとともに、遵守するものとする。

受注者は、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」（平成20年10月。局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策検討委員会）の内容を理解したうえで、工事等における安全対策について万全を期すものとする。

(現場特性の事前把握)

第3条 受注者は、事前に当該作業箇所に係る現場特性に関する資料や情報（下水道管きょ施設情報、地形情報、既往情報等）を収集・分析し、急激な増水による危険性等をあらかじめ十分に把握する。

また、現場特性に応じて管きょ内の水位や流速を監視する担当者を配置するとともに、水位等を定期的に測定する。

(気象情報の確認)

第4条 受注者は、急激な気象変動に伴う気象情報を迅速に取得するため、気象担当者を地上に配置する。気象担当者は、携帯電話等に注意報・警報の情報が自動で配信されるサービスを活用する。配信された情報は、適宜確認する。

気象情報を入手するひとつ的方法として、携帯電話で情報が取得可能な「埼玉県防災情報メール」がある。登録方法は、埼玉県ホームページを参照のこと。

(工事等の中止基準)

第5条 受注者は、工事等の安全管理に万全を期すため、現場特性に応じた工事等の中止基準について、以下を参考とし自らの責任において設定する。

(1) 工事等開始前

- 当該作業箇所または上流域等に洪水または大雨の注意報・警報が発令された場合、工事等は行わない。

- ・当該作業箇所または上流域等に降雨や雷が発生している場合、工事等は行わない。
- ・工事等開始前に当該作業箇所の管きょ内の水位や流速を計測した結果、異常が認められた場合、工事等は行わない。

(2) 工事等開始後

- ・当該作業箇所または上流域等に洪水または大雨の注意報・警報が発令された場合、即刻工事等を中止し速やかに地上に退避する。
- ・当該作業箇所または上流域等に降雨や雷が発生した場合、即刻工事等を中止し速やかに地上に退避する。
- ・管きょ内の状況に異常があると作業員等が判断した場合、即刻工事等を中止し速やかに地上に退避する。

(工事等の開始・再開の基準)

第6条 受注者は、工事等の開始または再開の基準について、以下を参考とし自らの責任において設定する。

- ・当該作業箇所または上流域等に、洪水または大雨の注意報・警報が発令されていないこと
- ・当該作業箇所または上流域等に降雨や雷が発生していないこと
- ・下水道管きょ内の水位や流速を計測した結果、事前の調査に基づく通常の水位や流速と変わらないこと
- ・施工計画書等に定めた安全管理計画の全ての事項について、安全確認を完了すること

(迅速に退避するための対応)

第7条 受注者は、作業員が管きょ内から地上に安全かつ迅速に退避するため、人命確保を最優先とし、作業環境に応じた対応計画を自らの責任において作成する。

なお、対応計画作成については、以下の点を特に留意すること。

- ・作業箇所の特性及び退避時間を考慮した退避ルート、退避手順
- ・安全器具等（墜落制止用器具、流出防止柵（ネット）、人孔への縄梯子、人孔間を結ぶ救助用ロープなど）の設置
- ・情報収集と確実な伝達方法（ブザー付き回転灯の配備など）
- ・資機材の流出防止対策

また、受注者は着手前に退避訓練を実施するなど、迅速に退避するための対応計画について検証しておく。

(安全管理の徹底)

第8条 工事等を行う日には、工事等の開始前に作業関係者全員に対して、作業内容、作業

時間、当日の天気予測、当該作業箇所の水位や流速、退避ルート、退避時の合図等についてミーティングを実施し、安全管理の内容について周知徹底する。また、安全器具の設置等についても周知徹底させ、安全対策の重要性を認識させるとともに、危険予知活動を実施し、活動内容を写真や書類等により記録する。

(施工計画書等への記載)

第9条 受注者は、第3条から第8条に定める事項を施工計画書等に記載する。

